

## 川口地区物流拠点整備対策本部設置要綱

### (設置目的)

第1条 民間活力を導入した川口地区物流拠点整備事業を推進するため、川口地区物流拠点整備対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について、基本方針を定めることとする。

- (1) 川口地区物流拠点整備事業の推進に関すること。
- (2) 物流拠点周辺のまちづくりに関すること。
- (3) その他事業推進のための必要な事項

### (組織)

第3条 対策本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

### (役員)

第4条 対策本部の本部長は、都市計画部長、副本部長は、拠点整備部長、都市整備担当部長をもって充てる。

### (対策本部の運営)

第5条 本部長は、対策本部を招集し、主催する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 対策本部の運営を効率的に実施するため、対策本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部長の指示により、対策本部における検討に必要な事項の調査検討及び連絡調整を行う。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 幹事長は、本部長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。
- 6 幹事長は、幹事会の責任者とし、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要に応じて関係者を幹事会に出席させることができる。

### (事務局)

第7条 対策本部の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、拠点整備部都市整備課職員をもって構成する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

別表 1

本部長	都市計画部長
副本部長	拠点整備部長 都市整備担当部長
委員	総合経営部長 産業振興部長 環境部長 まちなみ整備部長 開発・建築担当部長 道路交通部長

別表 2

総合経営部総合計画第一課長 産業振興部企業支援課長 環境部環境保全課長 都市計画部都市総務課長 都市計画部都市計画課長 都市計画部土地利用計画課長 都市計画部交通企画課長 拠点整備部都市整備課長 拠点整備部区画整理課長 まちなみ整備部公園課長 まちなみ整備部開発指導課長 道路交通部路政課長 道路交通部計画課長
---